

II. 解説

〔（１）重要無形文化財の保持者の追加認定（各個認定）〕

（工芸技術の部）

1 ^{きんま}蒔^{おおたに}醬 大谷 ^{はやと}早人

「^{きんま}蒔^{いそいまさみ}醬^{やましたよしと}」は、昭和60年4月13日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として磯井正美氏、山下義人氏が認定されている。現保持者に加えて、^{おおたに}大谷氏を保持者として「追加認定」するものである。

（１）重要無形文化財「^{きんま}蒔^{きんま}醬」について

蒔^{けん}醬は、漆芸の加飾技法の一つである。漆の塗面に剣と呼ばれる特殊な彫刻刀で模様を彫り、凹部に色漆等を埋め、^{いろうるし}研ぎ出して意匠を表す。我が国では、江戸時代後期から現在の香川県高松市を中心に同技法による制作が行われている。今日では、古来の線彫りに加え、^{せんぼ}点彫りや^{てんぼ}面彫りなど^{めんぼ}様々な技法による多様な表現が行われており、主要な漆芸技法となっている。

以上のように、蒔^{きんま}醬は、芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占める技法である。

（２）保持者の認定について

① 保持者

氏 名 ^{おおたに}大谷 ^{はやと}早人

生年月日 昭和29年9月21日（満65歳）

住 所 香川県高松市

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な蒔^{きんま}醬の技法を高度に体得し、とりわけ、竹ひごを編んだ^{そじ}素地を用いる^{らんたいきんま}籃胎蒔^{きんま}醬を得意とする。竹ひごの編目を表現として生かし、籃胎と蒔^{きんま}醬とを調和させた品格のある作品を制作・発表して、日本伝統工芸展等で受賞を重ね、紫綬褒章を受章するなど、高い評価を得ている。また、後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和29年に香川県で生まれた。香川県立高松工芸高等学校漆芸科及び香川県漆芸研究所で蒔醬をはじめとする伝統的な漆芸技法を習得するとともに、^{おおたひとし}太田 儔（重要無形文化財「蒔醬」（各個認定）保持者）に師事して籃胎蒔醬の技法を学んだ。その後、技法・表現に独自の創意工夫を加えて研鑽を重ね、そのわざを高度に体得した。

籃胎蒔醬は、竹ひごを編んで素地を作り、漆を塗って蒔醬で加飾する技法であり、同人は、素地の造形から仕上げに至るまでの一貫した制作を行う。同人が得意とするのは、籃胎の編目を表現として生かしつつ、蒔醬を施す技法である。籃胎の工程では、あらかじめ、編み上がりを計算して竹ひごを色漆で塗り分け、編目が際立つよう工夫する。また蒔醬の工程では、編目に呼応した模様を展開し、竹ひごと同じ色調の漆を用いて色埋めする。籃胎と蒔醬とを調和させた、繊細な色彩による品格のある作品は、漆芸に新たな作風を切り拓いたとして高く評価されている。

同人は、日本伝統工芸展を中心に作品を発表しており、平成10年、第45回展で高松宮記念賞（優秀賞）、同14年の第49回展で文部科学大臣賞（優秀賞）、同25年の第60回展で日本工芸会保持者賞（優秀賞）を受賞した。さらに、平成21年には紫綬褒章を受章した。また同人は、平成8年以来、香川県漆芸研究所で工芸指導員として技術指導に当たるとともに、日本伝統工芸展等の鑑査委員等を務めるなど、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のように、同人は、蒔醬の技法を高度に正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和48年 香川県立高松工芸高等学校漆芸科卒業

同 年 ^{おおたひとし}太田 儔に師事（同54年まで）

同 53年 第25回日本伝統工芸展初入選

同 56年 香川県漆芸研究所研究員課程修了

同 57年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）正会員（現在に至る）

平成 8年 香川県漆芸研究所工芸指導員（現在に至る）

同 10年 第45回日本伝統工芸展高松宮記念賞（優秀賞）

作品「^{らんたいきん まじゅうにかくじきろう}籃胎蒔醬 十二角食籠」

同 14年 第49回日本伝統工芸展文部科学大臣賞（優秀賞）

作品「籃胎蒟醬華文箱」
らんたいきんま かもんはこ

- 同 16年 第51回日本伝統工芸展鑑査委員（以後4回）
- 同 18年 香川県指定無形文化財「蒟醬」保持者（現在に至る）
きんま
- 同 21年 紫綬褒章
- 同 25年 第60回日本伝統工芸展日本工芸会保持者賞（優秀賞）
作品「籃胎蒟醬十二角食籠「蝶蜻蛉」」
らんたいきん まじゅうに かくじきろう ちょうとんぼ
- 同 27年 香川県文化功労者



おおたにはやと
(大谷早人氏)



おおたにはやと
(制作中の大谷早人氏)

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

いそい ゆきえ (雅号 いそい じょしん
磯井 雪枝 磯井 如真)

(昭和31年4月24日指定・認定～同39年8月23日指定・認定解除)

おおた ひとし
太田 儔

(平成6年6月27日認定～令和元年11月18日認定解除)

(現保持者)

いそい まさみ
磯井 正美

(昭和60年4月13日指定・認定)

やました よしと
山下 義人

(平成25年9月26日認定)

[(3) 重要無形文化財の保持者の追加認定 (総合認定)]

1 ^{ががく} 雅楽 (宮内庁式部 ^{くないちやうしきぶしよくががくぶがういん} 職 楽部部員)

^{ががく} 「雅楽」は、昭和30年5月12日に重要無形文化財に指定され、その保持者として ^{くないちやうしきぶしよくががくぶがういん} 宮内庁式部 職 楽部部員が総合的に認定され、現在24名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、1名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

(1) 保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする1名は、雅楽の技法を高度に体现し、重要無形文化財「雅楽」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「雅楽」の保持者の団体の構成員 (宮内庁式部職楽部部員) として追加認定するものである。

(2) 備考

①追加認定の経過

第 1 次認定	24名	昭和30年	5月12日
第 2 次認定	19名	昭和62年	4月20日
第 3 次認定	2名	平成 5年	4月15日
第 4 次認定	4名	平成 8年	5月10日
第 5 次認定	1名	平成11年	6月21日
第 6 次認定	2名	平成13年	7月12日
第 7 次認定	1名	平成16年	9月 2日
第 8 次認定	2名	平成17年	8月30日
第 9 次認定	1名	平成19年	9月 6日
第10次認定	1名	平成20年	9月11日
第11次認定	2名	平成21年	9月 2日
第12次認定	2名	平成22年	9月 6日
第13次認定	1名	平成25年	9月26日
第14次認定	1名	平成26年	10月23日
第15次認定	1名	平成30年	9月25日
現保持者数	24名		

②今回追加認定後の保持者数

25名 (延べ65名)

2 ^{にんぎょうじょうりぶんらく}人形浄瑠璃文楽 ^{にんぎょうじょうりぶんらくざざいん}(人形浄瑠璃文楽座座員)

「^{にんぎょうじょうりぶんらく}人形浄瑠璃文楽」は、昭和30年5月12日に重要無形文化財に指定され、その保持者として^{にんぎょうじょうりぶんらくざざいん}人形浄瑠璃文楽座座員が総合的に認定され、現在57名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、5名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

(1) 保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする5名は、人形浄瑠璃文楽の技法を高度に体现し、重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽」の保持者の団体の構成員（人形浄瑠璃文楽座座員）として追加認定するものである。

(2) 備考

①追加認定の経過

第 1次認定	99名	昭和30年	5月12日
第 2次認定	12名	昭和62年	4月20日
第 3次認定	4名	平成 5年	4月15日
第 4次認定	18名	平成11年	6月21日
第 5次認定	7名	平成16年	9月 2日
第 6次認定	3名	平成19年	9月 6日
第 7次認定	6名	平成22年	9月 6日
第 8次認定	4名	平成26年	10月23日
第 9次認定	7名	平成29年	10月 2日
現保持者数	57名		

②今回追加認定後の保持者数

62名（延べ165名）

3 のうがく いっばんしゃだんほうじんにほんのうがくかいかいいん 能楽（一般社団法人日本能楽会会員）

のうがく
「能楽」は、昭和32年12月4日に重要無形文化財に指定され、その保持者として
いっばんしゃだんほうじんにほんのうがくかいかいいん
一般社団法人日本能楽会会員が総合的に認定され、現在496名の保持者がいる。これら
の保持者に加えて、51名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

(1) 保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする51名は、能楽の技法を高度に体现し、重要無形文化財「能楽」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「能楽」の保持者の団体の構成員（一般社団法人日本能楽会会員）として追加認定するものである。

(2) 備考

①追加認定の経過

第1次認定	40名	昭和32年12月4日
第2次認定	100名	昭和40年4月20日
第3次認定	37名	昭和42年5月30日
第4次認定	45名	昭和47年5月16日
第5次認定	116名	昭和50年5月28日
第6次認定	64名	昭和53年5月31日
第7次認定	61名	昭和57年5月27日
第8次認定	64名	昭和61年4月28日
第9次認定	70名	平成3年11月1日
第10次認定	57名	平成10年6月8日
第11次認定	72名	平成13年7月12日
第12次認定	67名	平成16年9月2日
第13次認定	29名	平成19年9月6日
第14次認定	33名	平成23年9月5日
第15次認定	62名	平成26年10月23日
第16次認定	45名	平成29年10月2日
現保持者数	496名	

②今回追加認定後の保持者数

547名（延べ1013名）

4 ^{ときわすぶし}常磐津節（^{ときわすぶしほぞんかいかいいん}常磐津節保存会会員）

^{ときわすぶし}「常磐津節」は、昭和56年4月20日に重要無形文化財に指定され、その保持者として^{ときわすぶしほぞんかいかいいん}常磐津節保存会会員が総合的に認定され、現在21名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、1名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする1名は、常磐津節の技法を高度に体現し、重要無形文化財「常磐津節」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「常磐津節」の保持者の団体の構成員（常磐津節保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

第1次認定	24名	昭和56年	4月20日
第2次認定	7名	平成2年	4月18日
第3次認定	6名	平成8年	5月10日
第4次認定	13名	平成12年	6月6日
第5次認定	3名	平成17年	8月30日
第6次認定	2名	平成20年	9月11日
第7次認定	3名	平成24年	10月4日
第8次認定	1名	平成28年	9月30日
現保持者数	21名		

②今回追加認定後の保持者数

22名（延べ60名）

5 ^{きよもとぶし}清元節（^{きよもとぶしほぞんかいがいん}清本節保存会会員）

^{きよもとぶし}「清元節」は、平成26年10月23日に重要無形文化財に指定され、その保持者として^{きよもとぶしほぞんかいがいん}清元節保存会会員が総合的に認定され、現在22名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、1名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする1名は、清元節の技法を高度に体現し、重要無形文化財「清元節」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「清元節」の保持者の団体の構成員（清本節保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

第1次認定	20名	平成26年10月23日
第2次認定	3名	平成29年10月2日
現保持者数	22名	

②今回追加認定後の保持者数

23名（延べ24名）

6 ^{ながうた}長唄（^{でんとうながうたほぞんかい}伝統長唄保存会会員）

^{ながうた}「長唄」は、平成29年10月2日に重要無形文化財に指定され、その保持者として^{でんとうながうたほぞんかい}伝統長唄保存会会員が総合的に認定され、現在67名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、31名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする31名は、長唄の技法を高度に体現し、重要無形文化財「長唄」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「長唄」の保持者の団体の構成員（^{でんとうながうたほぞんかい}伝統長唄保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

第1次認定	68名	平成29年10月	2日
現保持者数	67名		

②今回追加認定後の保持者数

98名（延べ99名）